

## 一般競争入札の実施について

事後審査型一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市上下水道事業部一般競争入札等実施要綱（平成12年4月3日決裁）第6条及び岐阜市上下水道事業部事後審査型一般競争入札実施要領（平成19年7月27日決裁）第4条の規定により公告します。

令和4年6月2日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者  
上下水道事業部長 島邊 恒之

## 記

## 1 一般競争入札に付する事項

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 工 事 (件) 名   | <b>光明町 1 丁目ほか配水管布設替工事</b>   |
| (2) 目 的 場 所     | 岐阜市光明町 1 丁目ほか 5 地内  |
| (3) 完成(完了)期日    | 令和 4 年 1 1 月 1 8 日  |
| (4) 契 約 の 種 類   | 請負契約  |
| (5) 余裕期間の有無     | 有   |
| (6) 工 事 着 手 日   | 令和 4 年 7 月 4 日  |
| (7) 前払金 の 有 無   | 有   |
| (8) 予 定 価 格     | 4 3, 9 3 0, 7 0 0 円<br>(消費税及び地方消費税を含む)  |
| (9) 最 低 制 限 価 格 | 岐阜市上下水道事業部最低制限価格制度実施要領<br>(平成23年3月31日決裁) 第 2 条に規定する対象工事   |
| (10) 概 要        | <b>水道施設工事</b><br>ダクタイル鋳鉄管布設工<br>・ G X φ 1 5 0 L = 1 6 7. 3 m<br>・ G X φ 1 0 0 L = 1 1 0. 9 m<br>・ G X φ 7 5 L = 4. 5 m<br>ポリエチレン管布設工<br>・ H P P E φ 5 0 L = 2 4 7. 8 m<br>消火栓設置工<br>・ φ 1 0 0 × 7 5 1 基 |

## 2 一般競争入札参加資格及び条件

- (1) 岐阜市内に本店を有すること。ただし、本店が岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。
- (2) 水道施設工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 岐阜市指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。
- (4) 岐阜市上下水道事業部建設工事成績評定要領(平成16年4月1日決裁)に基づく工事成績評定点の基準に係る工事の種類は、水道施設工事とする。
- (5) 最新の経営事項審査における水道施設工事の**総合評定値及び主観点数の合計が600点以上**であること。
- (6) 直近10か年度及び入札公告日の属する年度の申請期限日までに完成引渡しの済んだ官公庁等の公共工事で、単独または共同企業体の代表構成員若しくは出資比率30%以上の構成員として、**請負金額（共同企業体受注の場合、請負金額に出資比率を乗じた額）が2,200万円以上（1工事）の水道施設工事の元請施工実績**を有すること。
- (7) 次の条件を満たす配管技能者を施工時に配置できること。
  - ① 公益社団法人日本水道協会の耐震継手配水管技能者として登録されていること。
  - ② 配水用ポリエチレンパイプシステム協会の水道配水用ポリエチレン配管施工講習会受講者なお、配管技能者は(8)の現場代理人、主任技術者又は監理技術者を兼ねることはできないものとする。
- (8) 現場代理人及び次の条件を全て満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者を本工事に配置できること。なお、現場代理人は主任技術者又は監理技術者を兼ねることができる。
  - ① 水道施設工事の主任技術者又は監理技術者としての資格を有すること。  
ただし、技術士については上下水道部門に限る。
  - ② 入札参加資格申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。

## 3 日程

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間  
令和4年 6月 2日（木）から令和4年 6月 8日（水）まで
- (2) 質問書の提出期間  
令和4年 6月 2日（木）から令和4年 6月 8日（水）まで
- (3) 質疑回答期限  
令和4年 6月13日（月）
- (4) 電子入札システムの応札期間  
令和4年 6月16日（木）午前9時から令和4年 6月17日（金）午後4時まで
- (5) 一般競争入札の開札  
令和4年 6月20日（月）午前9時30分

## 4 その他

- (1) 電子入札システムが使用できない場合などの書類の提出については、別紙「入札（見積）書等の受渡しについて」のとおりとする。
- (2) 特記の無い事については「一般競争入札の共通事項について」のとおりとする。